

賃貸保証委託申込書(法人用) **事業用 更新保証料あり**

お客様がお申込される会社名 日本賃貸保証株式会社  
千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

私(お申込者)は、別に定める「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

サイン  
または  
印

審査確認専用ダイヤル **0120-182-561**  
※SMS(ショートメッセージサービス)により、お申込書へご連絡住所のお知らせをお送りする場合がございます。

代理店様は青枠内の項目をご記載ください。

FAXを送る際は記入漏れがないかご確認の上、03-5620-2910(審査部門)までFAXください。

物件用途				その他の場合			
フリガナ		号室		所在地		〒	
物件名称							
家賃	①	管理費 共益費	②	駐車場	③	その他	④
円		円		円		円	
敷金または保証金		礼金/ 解約引		火災 保険		毎月支払総額 (①+②+③+④)	0 円
円		円		円			
利用保証商品	JIDトリオTrust			←利用保証商品を選択		その他の場合	
保証委託 契約年数	2 年	初回保証料率	毎月支払 総額の 100 %	初回保証料金額		円	
集送金手数料 (税込)	330 円	更新保証料率	毎月支払 総額の 50 %	更新保証料金額		円	

※保証料金額(初回/更新)が最低保証料未満の場合は、お手数ですが規定の最低保証料をご記載ください。

【申込者様記入欄】

フリガナ			契約書に ご捺印 ください	業務内容			
会社名							
本社所在地	〒		電話番号				
転居理由	年商	万円	従業員数	人			
	設立	西暦	年	月	日		

フリガナ		
担当者名		
勤務地	〒	電話番号

フリガナ			自宅電話			
お名前			携帯電話			
ご住所	〒	生年月日	西暦	年	月	日 ( 歳 )
			性別			

フリガナ			携帯電話			
お名前	生年月日	西暦	年	月	日 ( 歳 )	
	性別	続柄				
フリガナ			携帯電話			
お名前	生年月日	西暦	年	月	日 ( 歳 )	
	性別	続柄				

代理店	代理店コード	27A - G57238	電話番号	06-6398-9330	担当者 氏名
	代理店名	株式会社つばさ資産パートナーズ	FAX番号	06-6398-9331	
			携帯電話		

※代理店情報(代理店コード、代理店名等)を必ずご記載ください。

連帯保証人



【トリオTrust】

事業用	初回保証料 (最低保証料)	更新保証料 (最低保証料)	引落日	集送金手数料	再請求事務手数料※
	100% (40,000円)	50%/2年 (20,000円)	毎月27日	330円(税込)/月	330円(税込)

※賃貸借契約等が期間満了前に終了した場合であっても、JIDに対して支払った保証料の返還はございません。  
 ※毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に引落ができなかった場合は、「再請求事務手数料330円（税込）」がかかります。

お申込～ご契約までの流れ

1 お申込 不動産会社様にて下記お手続きをお願いいたします。

- 賃貸保証委託申込
- 本人確認書類のご提出
- 支払い根拠を示す書類のご提出(お申込み内容によりご提出いただく場合がございます)

お申込に際しての「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」につきましては、右記QRコードより、必ずご確認ください。



2 審査

- お申込者様へSMSまたはお電話にてご連絡をいたします。  
 ※お申込内容のご確認をさせていただきます。  
 ※お申込の内容により、勤務先へ在籍確認をさせていただく場合がございます。  
 ※JIDからのご連絡時に各種証明書の提出をお願いする場合がございます。
- 緊急連絡先様へのご連絡について  
 ※緊急連絡先様または連帯保証人様にご承諾確認のため、SMSまたはお電話にてご連絡をさせていただく場合がございますので、予めご説明をお願いいたします。

3 ご契約

電子契約または書面に賃貸保証委託契約をご締結いただき、不動産会社様へ初回保証料をお支払いください。(引落口座のご登録手続きが必要な場合がございます。)賃貸保証委託契約と初回保証料のご入金を確認でき次第、保証サービスの開始となります。

見守り機能搭載！  
 ご契約後は...  
**『JID アプリ』!**  
 インストールはこちらから ▶▶▶

インフォメーション

お申込・審査に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

0120-182-561 受付時間:9時~20時 (弊社特定期間を除く)

JID 日本賃貸保証株式会社

〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6-21-4



個人の場合

<本人確認書類>

下記いずれか1点をご用意ください。

- 運転免許証
- 社会保険証
- 国民健康保険証
- 印鑑証明書
- パスポート
- 住基カード
- 在留カード
- 特別永住者証明書



<支払いの根拠を示す書類>

賃料が適正にお支払い可能か客観的に証明できる書類をご用意ください。

- 給与所得者・・・●源泉徴収票 ●給与明細 ●預貯金通帳<sup>※1</sup>  
(会社員・公務員・アルバイト)
- 就職内定者・・・●預貯金通帳<sup>※1</sup> ●内定通知書
- 自営業者・・・●所得税の確定申告書<sup>※2</sup> or 課税証明書<sup>※3</sup>  
(役員職を含む)
- 求職者・退職者・・・●預貯金通帳<sup>※1</sup>(資金が確認できるページ)
- 無職  
 年金受給者・・・●年金支払通知書(受給額記載のもの)
- 生活保護者・・・●保護決定通知書(住宅扶助・生活扶助額記載のもの)
- 留学生・外国籍他・・・●預貯金通帳<sup>※1</sup>(仕送額が確認できるページ)
- 新規事業開発者・・・●預貯金通帳<sup>※1</sup>(開発資金額が確認できるページ) ●事業計画書

- 既存法人・・・●貸借対照表 ●損益計算書 ●法人税確定申告書  
※月額賃料等が20万円以上のお申込の場合は、上記決算書類を必ずご提出ください。
- 新規法人・・・●法人代表者名義の事業資金が確認できる書類 or 預貯金通帳<sup>※1</sup>

※1:表紙&最新記録3ページ分 ※2:税務署印がある直近1期分 ※3:源泉徴収票は不可

法人の場合

- 商業登記簿謄本  
(3ヶ月以内に取得したものを)
  - 公証人役場印のある定款  
(登記申請中の場合はご提出ください)
- ※契約者または入居者の方が外国籍の場合は、在留資格確認のため、在留カードまたは特別永住者証明書をご提出ください。

貸貨保証委託契約及び保証契約

前貸貨保証の借入人(以下「借入人」という)及び日本保証委託契約(以下「JID」といふ)による借入資金の借入人(以下「借入人」といふ)は、本書に記載の方法により、貸借手続を担保貸借委託契約(以下「委託契約」といふ)及び保証契約(以下「保証契約」といふ)に基づく借入資金の借入に使用可能な借入資金(以下「借入資金」といふ)の提供を受けることとなる。保証契約及び保証契約は、保証人、借入人及び保証人に対する保証契約の効力発生に必要となる。保証契約及び保証契約は、保証人、借入人及び保証人に対する保証契約の効力発生に必要となる。保証契約及び保証契約は、保証人、借入人及び保証人に対する保証契約の効力発生に必要となる。

第1条(目的) 本契約は、保証人及び保証人が、借入人が、借入資金の借入において、借入資金の借入に必要となる借入資金(以下「借入資金」といふ)の提供を受けることとなる。保証契約及び保証契約は、保証人、借入人及び保証人に対する保証契約の効力発生に必要となる。保証契約及び保証契約は、保証人、借入人及び保証人に対する保証契約の効力発生に必要となる。

第2条(保証人) 保証人は、本書に記載の保証人としてJIDの定める貸借手続により、JIDを支払う権利を有する。保証人は、本書に記載の保証人としてJIDの定める貸借手続により、JIDを支払う権利を有する。保証人は、本書に記載の保証人としてJIDの定める貸借手続により、JIDを支払う権利を有する。

第3条(保証人の代行人) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第4条(保証人の責任) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第5条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第6条(保証人の義務) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第7条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第8条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第9条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第10条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第11条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第12条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第13条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第14条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第15条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第16条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第17条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第18条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第19条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

第20条(保証人の権利) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

担保期間別の借入金額等(円未満)	保証金等(円)	保証金等(円)
5万円未満	1,000円	1,000円
5万円以上10万円未満	2,000円	2,000円
10万円以上20万円未満	4,000円	4,000円
20万円以上30万円未満	6,000円	6,000円
30万円以上40万円未満	8,000円	8,000円
40万円以上50万円未満	10,000円	10,000円
50万円以上60万円未満	12,000円	12,000円
60万円以上70万円未満	14,000円	14,000円
70万円以上80万円未満	16,000円	16,000円
80万円以上90万円未満	18,000円	18,000円
90万円以上100万円未満	20,000円	20,000円
100万円以上110万円未満	2,000円	2,000円
110万円以上120万円未満	2,900円	2,900円
120万円以上130万円未満	3,800円	3,800円
130万円以上140万円未満	4,700円	4,700円
140万円以上150万円未満	5,600円	5,600円
150万円以上160万円未満	6,500円	6,500円
160万円以上170万円未満	7,400円	7,400円
170万円以上180万円未満	8,300円	8,300円
180万円以上190万円未満	9,200円	9,200円
190万円以上200万円未満	10,100円	10,100円
200万円以上	11,000円	11,000円

※担保期間別の保証金は、保証契約の締結後、保証人の保証金等(円未満)は、保証金の繰上りとなる。保証金等(円未満)は、保証金の繰上りとなる。

貸借等の口振借借による集金・送金規定

第1条(集金) 借入人が保証人及び保証人に対する保証契約を締結するに際して、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。借入人は、保証人の代行人としての役割を果たす。

JID保証金支払委託契約

第1条(保証人) 保証人は、本書に記載の保証人としてJIDの定める貸借手続により、JIDを支払う権利を有する。保証人は、本書に記載の保証人としてJIDの定める貸借手続により、JIDを支払う権利を有する。

貸貨保証委託契約・JID保証金支払委託契約 付則

第1条(保証人) 保証人は、本書に記載の保証人としてJIDの定める貸借手続により、JIDを支払う権利を有する。保証人は、本書に記載の保証人としてJIDの定める貸借手続により、JIDを支払う権利を有する。

第2条(保証人) 保証人は、本書に記載の保証人としてJIDの定める貸借手続により、JIDを支払う権利を有する。保証人は、本書に記載の保証人としてJIDの定める貸借手続により、JIDを支払う権利を有する。

第3条(保証人) 保証人は、本書に記載の保証人としてJIDの定める貸借手続により、JIDを支払う権利を有する。保証人は、本書に記載の保証人としてJIDの定める貸借手続により、JIDを支払う権利を有する。